

土木工事検査基準

令和 6年 7月

横浜市下水道河川局

この基準は、横浜市契約規則（以下「契約規則」という。）、「横浜市請負工事検査事務取扱規程（以下「検査規程」という。）及び横浜市請負工事検査事務取扱要綱（以下「検査要綱」という。）の規定に基づき、土木工事の検査業務についてその基準を定めたものである。

1 目的

この基準は、土木工事の検査業務について適正な実施と円滑な事務処理を図ることを目的とする。

2 適用

この基準は、横浜市下水道河川局が発注する土木工事に適用する。

3 検査の位置づけ

普通地方公共団体が工事の請負契約を締結した場合においては、その契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認をするために検査をしなければならない。これは「地方自治法第 234 条の 2 第 1 項」、「地方自治法施行令第 167 条の 15」に定めるところによる。

検査に関連する条文等

- ・地方自治法 第 234 条の 2 第 1 項
- ・地方自治法施行令 第 167 条の 15
- ・横浜市契約規則 第 74 条
- ・工事請負契約約款 第 32 条

4 検査員

「地方自治法第 234 条の 2 第 1 項」の規定による検査は、市長が命ずる市の職員または市長から検査の委託を受けた者が行う。

工事担当局には検査員として検査主幹と技術検査員が置かれ、検査主幹は検査事務の総括を行う。

技術検査員は、検査主幹より当該工事を担当する検査員に任命された技術職員である。

検査員に関する条文等

- ・契約規則 第 56 条第 1 項
- ・検査規程 第 3 条

- (1) 検査員は、検査を行うにあたり、請負契約等の履行の確認を目的として命ぜられたことを自覚するとともに、あらかじめ当該工事の施工内容を設計書、仕様書、図面、及びその他設計図書により十分に把握しておかなければならない。
- (2) 検査員は、検査を行うにあたり、当該工事の監督員並びに請負人の立会のもと「契約約款」、「検査規程」、「検査要綱」、「土木工事施工管理基準」、その他定められた要綱に基づき厳正かつ公正に実施しなければならない。
- (3) 検査員は、その理由の如何を問わず、請負人、その他の利害関係人と貸借関係を結び、または、当該請負人等から供応、若しくは贈与を受けてはならない。

- (4) 検査員は、常に技術を研鑽し適切な検査を行えるよう留意しなければならない。
- (5) 検査員は、当該工事の請負契約の履行に関して検査後、速やかに定められた様式にもとづき、事務処理をしなければならない。
- (6) 検査員は、現場に即した機動性のある服装により機敏にかつ適格な検査を行わなければならない。

5 検査の種類

(1) 完成検査

- ア 工事の完成を確認するための検査
- イ 工事の完成を確認するための検査で合格しないとき、直ちに修補して、修補の完了を工事の完了と見なして確認する検査
- ウ 工事目的物について、市長が設計図書に工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分の完成を確認する検査

完成検査に関する条文等

- ・ 契約規則 第74条、76条
- ・ 土木工事共通仕様書 第1編共通編1-1-21 工事完成検査

(2) 出来形検査

- ア 市長が部分払いの対象とすることを認めた工事で、請負人から部分払いの請求があったとき、当該請求に係わる工事の出来形部分、又は工事材料の確認をするための検査
- イ 工事の中止、打切り、又は契約の解除による既成部分の引渡しを受けるときに行う検査

出来形検査に関する条文等

- ・ 契約規則 第79条、82条
- ・ 土木工事共通仕様書 第1編共通編1-1-22 出来形部分検査

(3) 中間技術検査

大規模工事及び重要構造物等の工事において、施工上重要な変化点などにおける施工体制や施工状況の検査

中間技術検査に関する条文等

- ・ 検査規程 第2条の2
- ・ 検査要綱 第8条
- ・ 土木工事共通仕様書 第1編共通編1-1-47 中間技術検査

検査対象は、大規模工事及び重要構造物等の工事において、主たる工種が「検査要綱」で定めるところの以下のもので、工事担当局長が指定した工事。

- ア 橋梁
- イ トンネル
- ウ シールド
- エ 建築物（駆体）
- オ コンクリート構造物
- カ 杭基礎
- キ 地中連続壁（本体の一部となるもの）

ク 地盤改良

ケ 耐震補強

6 検査の実施

- (1) 検査の実施に際しては、監督員並びに請負人の立会いのもとで行うものとする。
- (2) 検査は、監督員及び請負人の臨場の上、当該工事の出来高を対象とし、関係図書並びに製作及び施工にかかる承諾図と対比して、工事实施状況、出来形、品質及び性能の検査を行い、その適否を判定するものとする。
- (3) 工事实施状況の検査は、原則として出来形管理、品質管理その他の施工管理に関する各種の記録、施工に関する各種の検査記録、写真等を参考とし、別表第1に掲げる事項に留意して、施工内容の適否を判定するものとする。ただし、出来形管理、品質管理、写真管理の判定基準は「土木工事施工管理基準」による。
- (4) 出来形、品質の検査は、設置位置、数量、出来形の形状寸法、品質、性能及び出来ばえについて設計図書等と対比し、原則として「土木工事施工管理基準」に掲げる事項に基づきその適否を判定するものとする。この場合、検査時において目視できない部分又は目視できても測定が困難であると判断される部分については、工事实施中の測定資料、出来形図面、規格及び材質検定書、検査試験成績表、写真等により適否を判定するものとする。また、必要に応じ破壊検査を行うものとする。
- (5) 出来形部分の数量は、設計図書、出来形図及び出来形数量計算資料等により確認するものとする。
- (6) 検査の判定は、次の各号によるものとする。
 - ア 出来形、品質及び数量を設計図書等により適否の判定をする。
 - イ 出来形の形状寸法等は設計図書に適合しないが、構造上特に支障がない場合においては、関係者と協議のうえ適否の判定をする。
 - ウ 前号の程度を越える場合は不適合とする。（横浜市契約規則第74条に基づき、請負人は直ちに修補して検査を受けなければならない。）

7 検査業務の流れ

- (1) 検査依頼
請負人より工事完了または出来形部分完了の通知があった場合、工事監督課は工事完了または出来形部分完了の確認をし、検査担当課に検査依頼を行う。
- (2) 検査員任命
検査担当課は、検査依頼を受けたら速やかに技術検査員を選定し、書式に従い技術検査員を任命する。
- (3) 検査日時の決定
技術検査員は、工事監督課と検査日時を協議し、決定する。工事監督課は、検査日時を請負人へ連絡する。
- (4) 検査実施
検査は、原則として実施に行うもので、書類、現場を確認する。
- (5) 工事成績評定

実施検査が終了したら、技術検査員は速やかに、工事成績の評定を行い、検査主幹に報告する。

検査報告書類は工事発注課が作成し、検査員所属課に送付する。検査員所属課は検査結果一覧表を添付し、技術監理課に送付する。

検査結果の工事担当局長への報告は、技術監理課が取りまとめる。

※（事務フローの詳細は、局HP「工事事務フロー」を参照。）